

○埼玉県警察自転車安全総合対策官の設置に関する訓令

平成24年 3月26日

警察本部訓令第6号

警察本部長

埼玉県警察自転車安全総合対策官の設置に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察自転車安全総合対策官の設置に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、埼玉県警察自転車安全総合対策官（以下「自転車安全総合対策官」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「自転車安全総合対策」とは、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成23年埼玉県条例第60号）第1条に規定する目的を達成するため、自転車の利用に係る交通ルール及びマナーの広報啓発活動、交通安全教育、交通指導取締り並びに自転車通行環境の確立を柱とする総合的な対策をいう。

(設置)

第3条 埼玉県警察本部に、自転車安全総合対策官を置く。

2 自転車安全総合対策官は、交通部交通総務課交通安全対策推進室長をもって充てる。  
一部改正〔平成30年第8号〕

(任務)

第4条 自転車安全総合対策官は、交通部長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自転車安全総合対策に係る企画、立案及び調整に関すること。
- (2) 自転車安全総合対策に必要な情報の収集及び分析に関すること。
- (3) 自転車安全総合対策に関する関係機関等との連携に関すること。
- (4) その他自転車安全総合対策に係る特命事項に関すること。

(細部事項)

第5条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。